

(財)郡山地域テクノポリス推進機構債務保証制度の概要

【目 的】

郡山地域テクノポリス圏域内の企業が研究開発に要する資金の借入をするに際し、無担保の債務保証を行うことを通じ、企業の研究開発を支援するもの。

【債務保証の合計額の最高限度】

債務保証基金の 2.5 倍

【保 証 限 度】

一企業 2 千万円以内で、借入金額の 80%以内とする。
(従って借入限度額は、債務保証 80%の場合一企業 25 百万円)

【対 象 事 業】

先端的産業分野における新規性を有する高度技術および新製品の研究開発事業
(債務保証事業に係る業務方法書細則第 5 条)

【対 象 企 業】

圏域内に事業所を有し、かつ県内において 6 ヶ月以上の事業実績を有する中小企業者、又は法人格を有するその組合

【期 間】

設備資金、運転資金とも 7 年（含む、据置 1 年）以内

【担 保】

債務保証部分(80%分)：機構は無担保
金融機関は原則として無担保

【保 証 人】

2 名以上（うち 1 名は対象企業の代表者）

【保 証 料 率】

年 0.6%（平成 20 年 4 月 1 日現在）

【取扱金融機関】

郡山地域テクノポリス圏域内(郡山市、須賀川市、三春町、石川町、鏡石町、玉川村)
に本支店を有する普通銀行、信用金庫及び信用組合

【代位弁済】

元金、利息及び最終弁済期日又は期限の利益喪失の日の翌日から 60 日以内の延滞利息の合計額の 80%以内

【求償債権の取扱い】

求償債権の回収にかかる事務は機構が金融機関に委託する。

【審査】

技術等審査委員会の審査を経て債務保証諾否の決定を行う。

【事務局】

郡山市安積町日出山字北千保 19 番 8 ビッグパレットふくしま 3 階
(財)郡山地域テクノポリス推進機構

TEL (024)947-4400

FAX (024)947-4475

URL <http://www.techno-media.net6.or.jp/>

E-mail techno@nm.net6.or.jp